

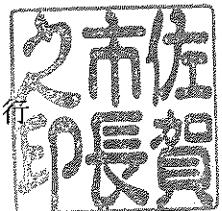
諮問書

佐市建住第281号
平成28年10月7日

佐賀市個人情報保護審査会

会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規定により、下記のとおり貴審査会に意見を求める。

記

1 濟問事項

市営住宅への監視カメラ設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2 濟問理由

市営住宅における施設の適正な管理及び犯罪の防止を目的として監視カメラを設置する。

3 所管及び管理課

建築住宅課

4 設置時期

平成28年10月下旬頃

5 監視カメラの概要

(1) 設置場所及び設置台数

市営住宅内 1台

(2) 記憶装置

- ・記憶装置は内蔵できるSDカードを使用する。

(3) 撮影する画像及び保存方法

- ・監視カメラは、赤外線人感センサーが人の動きを感じて、自動で録画する。
- ・撮影データは、不審者が映ってなければ完全に消去する。
- ・不審者が映ったデータについては、そのままSDカードに保存する。
- ・記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、加工しない。

(4) 掲示

- ・カメラ設置場所付近に「監視カメラ作動中」等と明記した表示板を掲示する。

6 記録データの取り扱い

- ・「佐賀市営住宅監視カメラ運用基準」を定め、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者を特定する。
- ・記録データは、監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者のみが取り扱う。

7 記録データの外部提供

記録データの外部提供については、「佐賀市個人情報保護条例」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定（官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。）に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定（捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。）に基づく捜査機関からの照会に対し回答する場合が考えられる。

なお、外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複写して上で提供する。

また、提供先には、記録データの複写禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

佐賀市営住宅監視カメラ運用基準

(目的)

第1条 この運用基準は、佐賀市営住宅（以下「市営住宅」という。）における施設の適正な管理及び犯罪の防止を目的として設置する監視カメラ（以下「監視カメラ」という。）及びこれにより記録された画像情報（以下「記録データ」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定める。

(監視カメラの設置)

第2条 監視カメラは、下記市営住宅内に設置する。

- ・楊柳団地
- 2 監視カメラを設置した場所付近には、監視カメラが作動中である旨の表示をするものとする。
- 3 設置した監視カメラは、その目的が達成されて必要性が失われたときは速やかに撤去するものとする。

(監視カメラ管理者及び監視カメラ取扱者)

第3条 監視カメラの適正な運用及び管理を図るため、監視カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び監視カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

- 2 管理者は、佐賀市役所建築住宅課長とする。
- 3 取扱者は、佐賀市役所建築住宅課住宅政策係の中から、管理者が指名する。
- 4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。
- 5 取扱者は、この基準を遵守し、監視カメラ及び記録データの適正な取り扱いに努めなければならない。

(記録データの取り扱い)

第4条 監視カメラは、赤外線人感センサーが人の動きを感じて、自動で録画するものとし、撮影したデータは内蔵できるSDカード（以下「SDカード」という。）に記録する。

- 2 前項のSDカード内のデータは、不審者が映っていないければ完全に消去する。
- 3 不審者が映ったデータについては、そのままSDカードに保存する。
- 4 記録データは、撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(記録データの提供等の制限)

第5条 記録データは、法令等又は佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合を除くほか、管理者及び取扱者以外の者に貸与、閲覧、複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるものほか、監視カメラの設置及び運用に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この基準は、平成28年 月 日から実施する。